

は言合せて、うへをさつと淺く引申ものに候。さてこそ存命いたし有之と仰られ候。瀬兵衛は基庸が父也。

一、荒子邑の所在

同上其七荒子邑は清洲より一町許の道程也。荒子の邊に奥村・高島・前田等の邑名あり。小夜の川を隔て向に、河原前田と云もあるよし。奥村の邑には、奥村何某と云百姓あり。是本藩奥村氏の同姓也と云。

一、清泰院様御登城御迎につき挨拶

陽廣公御時、東都の上邸の近所失火に付、清泰院様御登城候様にとて、御迎松平伊豆守殿被遣候。此時陽廣公御在國にて候。其日邸内の當番組頭大橋又兵衛へ、伊豆守殿御申渡候處、又兵衛申候は、火いまだ間も御座候間、御退きには及間敷と奉存候。其上御退被成儀に候はゞ、下邸へ被成御座、肥前守と一所に被爲入候様に可仕候。何れも其意得に御座候由申候處、伊豆守殿重て被仰候は、是は上意を以て手前御迎に罷越候儀に候へば、是非御城へ被爲入可然旨被申候處、又兵衛申候は、尤上意の儀に御座候得共、右の存寄に御座候。一度筑前守へ被下候儀に候へば、肥前守と

御一所に不被成御座候て、御城へ可被成御座事とは不奉存候。若又是非とも、御城へ被爲入候様にとの、思召の儀に御座候はゞ、筑前守へ不被下が宜敷候と被申候。伊豆守殿兎角の返辭も無之内、火鎮り申候故、伊豆守殿最早火鎮り候へば、兎角の僉議に不及候旨御申、御歸被成候。

一、市川左馬助殺害被仰付候とき

市川左馬助殺害被仰付候時分、其門外のかために、足輕頭茨木源五左衛門・山崎小右衛門兩人被仰付候旨、奥村壹岐唐禮宅にて菊池大學・伊藤内膳列座にて被仰渡候。小右衛門御請には、奉畏候。あはれ左馬助儀、鬼に仕度候。鬼にて外へ罷出候はゞ、いはせは仕間敷候。臆病者にて裏口よりはづし候ては、可仕様無御座旨申罷越候。扱門外へ出で馬に乗り候時分、小袖の裏を反し股立取、足輕共に向申候は、間敷時分は頭をも見違申者にて候。此紅裏を我等と存じ候へとて、馬乗出し申候。

一、山森吉兵衛閉門後の御加増

當御代初山本久左衛門御旗奉行、山森吉兵衛寺社奉行被仰付候處、吉兵衛御斷申上候に付、閉門被仰付候。三年有之

御赦免の時分、一倍の御加増被下候。其時分脇田如鐵・森是雲立腹の事共あり。

一、板倉防州侯公事再吟味の事

山科教監板倉周防守殿京都諸司代、其節或時町を通り被申候へば、町人の子供五六歳・七八歳許の兒輩、相集遊居申候。周防守殿被通候を見候て、五六歳許兒一人、周防めが通る、周防めが通ると申候。其親承候て大に驚き、走り出て其子を叱り申候。周防殿其所を通過。扱人を以て、右の子は何屋の誰と申者の子にて候哉と被尋候。親ども此儀を承候て、只事は有之間敷と怖れ居申候。二三日過候て、右の親を周防殿宅へ呼被申、逢被申候て、其方儀は先年何屋の何某と云者と、か様〳〵の公事致し、其方非分に成申候様に覺候。彌其通りに候哉と被尋候。成程其通りに御座候旨申候へば、其相手をも呼被申候て、先年の公事の趣、重て又委細吟味有之候へば、右子の親理分に相極申候て、其通りさばき被申候由。理分を持たながら非分に成候故、家内の者共何も周防殿を怨申候故、小兒といへどもそれに習候て、周防殿を悪み候て悪口申候。防州平生其所に心を付被申候て、路次

を通り被申候ても、間巷童謡といへどもうかとは聞不被申候て、最前の非を改被申候とて、當時の識者何も感稱すと云。

一、山本瀬兵衛新知拜領の節

山本瀬兵衛新知拜領は、微妙公小松より江戸へ被成御座候節、金澤城下淺野屋次郎兵衛方御旅宿の夜、白衣にて御前へ被爲召、新知被下之。

一、堀勘左衛門被召出事

微妙公御代堀半右衛門儀、せがれ勘左衛門被召出被下候様に、其頭湯原八丞へ迄申達候得共、八丞同心無之候。其時既に事に成可申と仕候處、折節石黒太郎左衛門見廻か、り、双方あつかひ事済申候。其後半右衛門令登城、御次迄罷出願候て被召出。

一、北川庄右衛門の役儀お断り

北川庄右衛門は微妙公御代使番也。其時分の御使番は、列も高く物頭並也。微妙公薨逝の後、庄右衛門始め御使番の輩、不殘御馬廻に被成候。其後庄右衛門並中川彌左衛門是も同く御使番也兩人、御小姓番頭被仰付候。彌左衛門は御請申上